

## 2 氏名表示権 (le droit à la paternité)

### (1) 氏名表示権保護の趣旨

「著作者は、その名前、資格および著作物の尊重を要求する権利を享有する」(121-1条1項)。本条項の前半に定められている自己の氏名・資格の尊重を要求できる権利が、氏名表示権である(原語の *paternité* には「父性」や「親子関係」という意味があり、日本の氏名表示権よりも射程が広いと考えられるが、便宜的に氏名表示権という)。集合著作物については、その氏名表示権は、集合著作物を発案した自然人または法人にある(破毀院第1民事部2012年3月22日11-10.132)。

著作物の評判はその著作者に帰せられるものであり、そのためにはそれが誰に帰するものかを公衆が知る必要がある。したがって、著作物の発行による名誉を自分に帰属されるための前提として氏名表示が保証されるべきであり、著作者はそれを要求する権利がある。さらに、氏名表示は、著作物の出所を示すという意味において、公衆の利益に資するものでもある。

### (2) 権利の内容

著作者は、著作物に自己の名を表示するよう、また、著作物に別人の名前が表示されないよう、要求できる。加えて、資格や肩書を表示することも要求できる。ただし、表示の方法は慣行によるところが大きい。広告について、著作者名を表示しない場合もある。出版者については、氏名表示義務が別途規定されているが(132-11条3項)、奥付で著作者らの名前を単に表記するだけでは、氏名表示として充分でないと判断されている(破毀院第1民事部2013年6月19日11-15.338)。著作者が、各著作物と結びつかない記載となっているからである。

氏名表示権は、著作者に義務を課するものではなく、変名または無名とすることも可能である(113-6条1項)。変名または無名の著作物の著作者は、著作者人格権を放棄するものではなく、「身元を明らかにし、かつ、著作者の資格を証明しない限り、その権利の行使において、最初の出版者または発行者によって代理される」(113-6条2項)に過ぎない。変名または無名とする合意は絶対的なものではなく、著作者は、いつでも、遺言によってでも(113-6条3項)、身元を明らかにすることができる。しかし、著作者の同意なく、第三者が身元を明かすことはできない。

### (3) 氏名表示権の射程範囲

氏名表示権は、著作物に関連して問題になるものである。したがって、著作者の名誉・声望そのものを保護することは目的としていない。また、氏名権を保護するものでもない。さらに、欺罔から公衆を守ることや、混同のおそれを回避することも目的としていない。

自己の著作物に第三者の氏名が表示されていることに対して、著作者は異議を述べ

ることができるが、他人の作品に自己の氏名が表示されていた場合に、氏名表示権の行使によって救済されるか否かは問題がある。著作者が自己の名前を他人の作品に使われた場合には、自己の著作物に対する自己の氏名表示が侵害されたといえない。氏名表示権は、自己の著作物に自己の氏名と肩書きを表示するよう請求できる権利であるため、他人の作品に自分の偽の署名が記されていたとしても氏名表示権を行使できない(破毀院第1民事部2000年7月18日98-15.851ユトリロ事件)。この場合、氏名権の侵害・不法行為責任の追及は可能である。

#### (4) ゴーストライティング

氏名表示権は公序であり譲渡・放棄が認められないとすると、ゴーストライティングもあり得ないのではないかが問題となるが、実務上は認められている。

著作者の資格を譲渡する契約は、著作者人格権の譲渡不可性から無効である。氏名表示権を放棄する契約も同様に無効である。しかし、契約により名前を表示しないことを合意しても、著作者はいつでも作品が自己の著作物であると明らかにすることができるのであれば、その契約条項は有効である(破毀院第1民事部2007年2月13日05-12.016)。このような前提であれば、ゴーストライティング契約は有効である。ただし、契約に反して真の著作者が自己の著作物であることを公表した場合、契約違反の問題は別途発生すると考えられる。

★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)